

『生活習慣病管理料』と『生活習慣病療養計画書』について

<対象となる疾患>

- ✓ 糖尿病
- ✓ 脂質異常症（高コレステロール血症や高中性脂肪血症）
- ✓ 高血圧

国による2024年（令和6）6月の診療報酬改定により、この3疾患のいずれかが主病となっている方は、受診ごとに月に1回、『生活習慣病管理料』が掛かります。

生活習慣病管理料は「生活習慣病管理料（1）」、「生活習慣病管理料（2）」の2種類あります。当院では以下のような対応を行っています。

- ・「生活習慣病管理料（1）」：状態が安定しており、2-3か月間隔で経過を診る患者さん
- ・「生活習慣病管理料（2）」：状態が不安定で1回/月等短い間隔で経過を診る必要がある患者さん

<費用について>

「生活習慣病管理料（1）」 ※検査料含む（レントゲン検査は除外）

高いものでは糖尿病の760点を筆頭に高血圧660点、脂質異常症610点（※1点10円）です。上記から自己負担額を換算しますと7600円から6100円となり、3割負担でも糖尿病は2280円、高血圧は1980円、高脂血症は1810円の費用が掛かります。

「生活習慣病管理料（2）」

一律333点（1点10円）ですので、ここから自己負担額を換算しますと、3330円となり、3割負担の方で自己負担額は1,500円/月です

※月に1回を限度に受診される毎に発生します

※いずれとも、患者さんの状態を見極め、適切な治療管理の継続と重症化予防を行う事を国から求められております。

※生活習慣病管理料を算定するにあたり『生活習慣病療養計画書』の作成も必要となります。
『生活習慣病療養計画書』は4か月に1回程度の割合で発行されます。

『生活習慣病療養計画書』についてご説明は裏へ



『生活習慣病療養計画書』についてご説明いたします。

基本的には以下のような項目を記載します。

1. 患者さんの基本情報

- ✓ 氏名、年齢、病名、診断日など。

2. 治療方針

- ✓ 現在の状態と治療目標。
記載例；「血糖値の目標をHbA1c 7.0%以下にする」など

3. 治療内容

- ✓ 食事療法；摂取カロリーや栄養バランスの指示。
- ✓ 運動療法；適切な運動内容や頻度。
- ✓ 薬物療法；処方薬の内容と服用方法。
※ 必要に応じて禁煙や飲酒制限の指導も含みます。

4. 定期的な検査や診察の計画

- ✓ 血液検査、尿検査、血圧測定などのスケジュール。

5. 患者さんへのアドバイス

- ✓ 日常生活での注意点や目標設定に関するアドバイス。

患者さんにとってのメリットとして、以下のことがあげられます。

- ✓ 治療方針が明確になる事で、目標達成に向けての生活を意識するようになる。
- ✓ 自己管理の意識が備わり、生活習慣病の進行を防げる事ができる。
- ✓ 定期的に医師と治療内容を考慮する事で、最適な治療を受ける事ができる。

ご質問・ご不明な点等がございましたら、お気軽にスタッフまでお問合せ下さい。



まさご内科クリニック

MASAGO INTERNAL MEDICINE

・内科 ・消化器内科 ・循環器内科